

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

第1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国で本格実施
- 令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和8年度以降の制度の在り方について

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和8年度から全国で実施することとなる中で、全国的な提供体制や保育人材の確保の状況等を踏まえ、月10時間とする。
- ・令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定可能とする。

②公定価格・利用料

- ・公定価格については、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する。加算は、引き続き障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、保護者支援の充実等の取組を適切に評価できるよう設定する。
- ・利用料については、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することを可能とする。

③こども誰でも通園制度の研修

- ・本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、令和8年度以降は新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とする。
- ※ 令和8年度は従前の要件を満たす者も従事可能とする等の経過措置を設ける。なお、研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、経過措置期間の延長も検討。

④その他の事項（手引、総合支援システム等）

- ・手引については、令和8年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和7年度の実施状況等を踏まえつつ、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂する。
- ・総合支援システムについては、令和7年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、必要な改修を継続的に行う。

第3 中長期的な課題について

①利用可能時間の見直し

- ・利用可能時間については、「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら、財源確保の課題等も踏まえつつ、関係者の意見を伺いながら検討が必要。

②公定価格の見直し

- ・公定価格については、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行う必要。
- ・見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要。

③こども誰でも通園制度の対象者

- ・対象年齢の下限（0歳6か月）については、0歳児に多い虐待死を防ぐ等の観点から引下げを求める意見があることを踏まえ、関係施策の充実等を図りつつ、併せて、こどもの安全確保に留意しつつ、その在り方について検討することも考えられる。
- ・対象年齢の上限（満3歳未満）については、自治体によって満3歳到達後の受け皿確保の課題が指摘されていることを踏まえ、幼稚園等に満3歳児クラスを設置を働きかける等した上で、その在り方について検討することも考えられる。

④こども誰でも通園制度の効果検証

- ・こども誰でも通園制度の実施状況を随時把握・確認することに加え、制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認する等、効果検証していく必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて準備を進めるとともに、中長期的な課題については、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。